

STIO VISA 保証委託約款

第1章 一般条項

第1条（委託の範囲）

1. 私がクレジットカード「STIO VISA」の申込みを行うにあたり、株式会社滋賀ディーシーカード（以下「保証会社」という。）に委託する保証の範囲は、「STIO VISA 会員規約」および規約に付帯する特約、規定等（以下「会員規約等」という。）に基づき、私が株式会社滋賀銀行（以下「銀行」という。）に対し負担する利用代金、利息、手数料、損害金、その他クレジットカード取引から生じる一切の債務の全額とします。ただし、年会費は対象とならないものとします。なお、会員規約等の内容が変更されたときは、本契約に基づく保証委託の内容も当然に変更されます。
2. 第1項の保証は、保証会社が保証を適当と認め、保証決定した後、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立するものとします。
3. 第1項の保証内容は、会員規約等の各条項によるものとします。

第2条（代位弁済）

1. 私が会員規約等の各条項に違反したため保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なくして弁済されても異議ありません。
2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、会員規約等の各条項が適用されても異議ありません。

第3条（求償権）

私は、保証会社の私に対する下記各号に定める求償権について弁済の責に任じます。

- ① 第2条による保証会社の出損額
- ② 保証会社が弁済した日の翌日から年利14.4%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金
- ③ 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額

第4条（求償権の事前行使）

1. 私が下記の各号の一つにでも該当したときは、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ① 弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
 - ② 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があったとき
 - ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
 - ④ 支払いを停止したとき
 - ⑤ 手形交換所の取引停止処分があったとき
 - ⑥ 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
 - ⑦ その他債権保全のため必要と認められたとき
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条による抗弁権を主張しません。借

入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第5条（中止・解約・終了）

1. 原債務または保証会社に対する債務の不履行や、信用情報機関の信用情報に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 第1項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。
3. 私と銀行との間の ST10 VISA 取引契約が終了した場合、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第6条（通知義務）

1. 私が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従います。
2. 私の財産、経営、業況、収入等について、保証会社からその内容の開示を求められたときは、直ちに通知し、帳簿閲覧ならびに担保物権等の調査に協力いたします。
3. 第1項の届出がないために、保証会社が私に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第7条（成年後見人等の届出）

1. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
2. 私またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面をもって保証会社へ届けるものとします。
3. 私またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第2項と同様に届けるものとします。
4. 私またはその代理人は、第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、保証会社は責任を負いません。

第8条（担保・保証人）

私は保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは遅滞なくこれに応じ、一切異議を申し立てません。

第9条（充当の指定）

1. 私の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当されても差支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほかに他の債務を負担しているとき、私の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当されても差支えありません。

第 10 条（費用の負担）

私は保証会社が被保証債権保全のために要した費用ならびに第 2 条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第 11 条（公正証書の作成）

私は保証会社の請求があるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を行います。

第 12 条（管轄裁判所の合意）

私は、この保証に関しての紛争が生じたときは、保証会社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 2 章 個人情報の取扱い条項

第 13 条（個人情報の収集・保有・利用・提供および登録に関する同意）

1. 私は、本約款に基づく保証委託契約（契約の申込を含む。以下同じ。）を含む保証会社との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - ① 保証委託契約申込時や契約成立後に私が届出た、私の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等の事項
 - ② 保証委託契約申込日、契約成立日、保証委託金額等、本約款に基づく保証委託契約に関する事項
 - ③ 本約款に基づく保証委託取引状況、支払状況
 - ④ 本約款に関する私の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、私が申告した私の資産、負債、収入、支出、保証会社が収集したクレジット利用履歴および過去の債務の返済状況
 - ⑤ 私が提出した、確定申告書（写）等、所得を証明する書類の記載事項
 - ⑥ 私または公的機関から、適法かつ適正な方法により収集した、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認書類の記載事項
 - ⑧ 官報に掲載された情報等、公開されている情報
2. 私は、保証会社が前項に基づき収集した個人情報を、保護措置を講じたうえで銀行に提供し、銀行が表面記載のローン取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意します。
3. 私は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員

に対する当該情報の提供を業とする者) および当該機関と提携する個人情報機関に私の個人情報が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

4. 私は、私の本約款に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、保証会社の加盟する個人情報機関に本約款末尾の表に定める期間登録され、保証会社が加盟する個人情報機関および当該機関と提携する個人情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査の目的に限り、利用されることに同意します。
5. 保証会社が加盟する個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレスは本約款末尾に記載されていることを確認します。また、保証会社が本契約期間中に新たに個人情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知されることに異存ありません。
6. 保証会社が加盟する個人情報機関が提携する個人情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレスは、本約款末尾に記載されていることを確認します。
7. 保証会社が加盟する個人情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、保証委託金額、保証残高、支払方法、支払状況等の情報であることに異存ありません。
8. 私は、保証会社が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。また、保証会社が本約款に基づく契約を含む保証会社との取引の管理のため、住民票等公的機関が発行する書類を収集するに際し、公的機関から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意します。
9. 私は、保証会社および保証会社が加盟する個人情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、保証会社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
 - ① 保証会社に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の保証会社お客様相談室に連絡するものとします。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細を知ることができます。また、下記保証会社ホームページでも知ることができます。
(滋賀ディーシーカードホームページ <http://www.shigadc.co.jp/>)
 - ② 加盟個人情報機関に開示を求める場合には、本約款末尾に記載の加盟個人情報機関に連絡するものとします。
10. 私は、保証委託契約申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本条各項の内容の全部または一部を承認できない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。
11. 私の個人情報に関するお問い合わせや開示・訂正・削除の申出、またはご意見の申出等は、本約款末尾に記載している保証会社お客様相談室まで連絡するものとします。
12. 本約款に基づく保証委託契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1項、第4項および本約款末尾の表①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることがないことに異存ありません。

第3章 総則

第14条（規約の変更）

1. この規約の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス】

株式会社シー・アイ・シー TEL0570-666-414

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

<https://www.cic.co.jp>

※ 株式会社シー・アイ・シー（CIC）は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

なお、個人信用情報機関の規約、入会資格、入会している企業のリスト等は、個人信用情報機関のホームページに記載されております。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報		登録期間
		株式会社シー・アイ・シー（CIC）
①	本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間
②	本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から6ヵ月間
③	本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④	本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス】

全国銀行個人信用情報センター（KSC） TEL03-3214-5020

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社日本信用情報機構（JICC） TEL0570-055-955

〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号住友不動産上野ビル 5 号館

<https://www.jicc.co.jp/>

※ 株式会社日本信用情報機構（JICC）は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

【株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関の加盟会員が利用する情報】

上記「株式会社滋賀ディーシーカードが加盟する個人情報機関に登録される情報とその期間」の表に記載された項目のうち「④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実」となります。

【個人情報のお問い合わせや開示・訂正・削除の窓口】

〒520-0041 滋賀県大津市浜町1番10号浜大津滋賀ビル2階
株式会社滋賀ディーシーカード お客様相談室
TEL 077-526-1302

以上
(2020年4月1日現在)